神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会 会 長 金子 正 史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について (答申)

平成 29 年 12 月 6 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件(その 39) (諮問第 776 号) について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月26日付け厚生労働省通知に係る回覧文書、同日付け事務連絡に係る回覧文書、同日付け起案文書、同月27日付け通知に係る回覧文書、同日付け依頼に係る回覧文書、同日から同年8月2日までの取材に係る報告書、同月1日付け通知に係る回覧文書、同月17日付け通知に係る回覧文書、同月12日付け依頼に係る回覧文書、同月17日付け通知に係る回覧文書、同月19日付け依頼に係る起案文書、同月22日付け支出命令起案文書等、同月26日付け依頼に係る起案文書、同年9月8日付け近知に係る回覧文書、同月16日付け通知に係る回覧文書、同月16日付け通知に係る回覧文書、同月16日付け通知に係る回覧文書、同月16日付け通知に係る回覧文書、同月16日付け通知に係る回覧文書、同月16日付け通知に係る回覧文書として開催された特定会議の復命書に係る回覧文書、同月23日付け記者発表資料に係る回覧文書及び特定職員に係る旅費請求書を対象文書として特定し、別表2に掲げる情報を非公開とし、また、特定事件に関連する特定施設Xの利用者の特定事項に関する情報をその存否を明らかにすることができないとして公開請求を拒否したことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事(以下「知事」という。)に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月7日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月26日付け厚生労働省通知に係る回覧文書(以下「A文書」という。)、同日付け事務連絡に係る回覧文書(以下「B文書」という。)、同日付け起案文書(以下「C文書」という。)、同月27日付け通知に係る回覧文書(以下「D文書」という。)、同日付け依頼に係る回覧文書(以下「E文書」という。)、同日から同年8月2日までの取材に係る報告書(以下「F文書」という。)、同月1日付け通知に係る回覧文書(以下「G文書」という。)、同月8日付け依頼に係る回覧文書(以下「H文書」という。)、

同月12日付け依頼に係る回覧文書(以下「I文書」という。)、同月17日 付け通知に係る回覧文書(以下「」文書」という。)、同月19日付け依頼 に係る起案文書(以下「K文書」という。)、同月22日付け支出命令起案 文書等(以下「L文書」という。)、同月26日付け依頼に係る起案文書 (以下「M文書」という。)、同年9月8日付け防災訓練等実施要領(以 下「N文書」という。)、同月15日付け通知に係る回覧文書(以下「O文 書」という。)、同月16日付け通知に係る回覧文書(以下「P文書」とい う。)、同日に開催された特定会議の復命書に係る回覧文書(以下「Q文 書」という。)、同会議の会議資料(以下「R文書」という。)、同月23 日付け記者発表資料に係る回覧文書(以下「S文書」という。)及び特定 職員に係る旅費請求書(以下「T文書」という。)(以下「本件行政文書」 と総称する。)を対象文書として特定の上、別表1のα欄に掲げる情報に ついては個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であると して、また、β欄に掲げる情報については個人に関する情報であり特定の 個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益 を害するおそれがあるとして条例第5条第1号本文を理由に、別表1のγ 欄に掲げる情報については法人に関する情報であり、公開することにより、 当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとして同条第2号本文を理由 に、別表1のδ欄に掲げる情報については県の事務事業に関する情報で あって、公開することにより、県の事務事業に支障を及ぼすおそれがある として同条第4号柱書等を理由に非公開とし、特定事件に関連する特定施 設Xの利用者の特定事項に関する情報(以下「特定利用者情報」という。) についてはその存否を答えるだけで、同条第1号本文に該当する非公開情 報を公開することになるとして、条例第8条及び条例第5条第1号本文を 理由に、その存否を明らかにすることができないとして公開請求を拒否す る一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

- (3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消し等を求める審査請求を行った。
- 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、 審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1のα欄に掲げる情報

(ア) 記者に関する情報

a 記者の氏名

記者の氏名については、記名記事であれば、記者の氏名が記載された記事が図書館法及び著作権法により公共図書館等で何人も閲覧、複写、コピーの取寄せ等することができることから、条例第5条第1号ただし書アに該当する。また、図書館等が永久的に公表し、公衆が同報道を見聞きすることは、記者も当然に認識していることから、同号ただし書イに該当する。さらに、報道機関の記者の氏名は、明らかに公的地位又は立場に関する情報そのものであって、特定事件の重大性にかんがみても、公開することが公益上必要というべきであるから、同号ただし書工にも該当する。

b 記者の社用携帯電話番号及び電子メールアドレス

記者の社用携帯電話番号の上3桁については、これを公開したとしても、当該記者を特定することはできず、当該記者の権利利益を害することもないことから、条例第5条第1号本文には該当せず、部分公開すべきである。また、メールアドレスについても部分公開すべきである。

(イ) 取材に対応した県職員の家族に関する情報

取材に対応した県職員の家族に関する情報については、その氏名を 非公開とすれば、当該家族を識別することはできないことから、条例 第5条第1号本文には該当しない。

(ウ) 見積担当者の氏名

見積担当者の氏名については、住民訴訟における怠る事実の相手方として、原告において特定を要するものであることから、公にすることが予定されている情報であり、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

(エ) 特定職員の職員番号

特定職員の職員番号は、明らかに公務員の職務遂行情報であるため、 条例第5条第1号ただし書ウに該当する。採用年は公にされている職 員録を確認すれば判明する情報であるため、かかる情報は、同号ただ し書ア及びイにも該当する。

イ 別表1のβ欄に掲げる情報

別表1の β 欄に掲げる情報は、統計情報であり、個人識別情報とは言えず、他の統計情報は公開されている。また、精神医学の学術雑誌等で病院、学校、刑事収容施設等における別表1の β 欄に掲げる情報に相当する統計情報は公になっており、これを非公開とする理由はない。

(2) 条例第5条第2号該当性について

別表1のγ欄に掲げる報道機関の名称については、当該記載自体が当該報道機関を被害者たらしめるものであることから、かかる情報を主権者が知ることこそが情報公開の根幹である。かかる情報を公開しないことは、情報公開制度の精神に著しくもとるものである。

(3) 条例第5条第4号柱書又は工該当性について

ア 県職員個人用電子メールアドレス

迷惑メールは、迷惑メールフォルダやウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられているところであり、 実施機関の説明は、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない。

イ 実施機関の具体的防犯体制(防犯用品の購入内容を含む)に関する情報

実施機関の具体的防犯体制(防犯用品の購入内容を含む)に関する情報については、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資すること

が、条例第1条に適合する。

ウ 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理福祉職の人材育成 に関する検討プロジェクトに関する情報

福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトに関する情報について、一般職員にも明らかにしていないものであれば、なおのこと公開すべきである。実施機関は所属長のみが了知している情報である旨説明するが、これは非公開理由とは関係がない。また、これらの情報が同プロジェクトの検討者の意図に反して利用され人事事務に支障が生じる旨の実施機関の説明もあまりに不合理で言語道断であり、かかる弁明は民主主義社会の根幹たる情報公開、国民主権、民主主義及び公務員奉仕制の全否定である。

エ 児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報について

公開請求を受けた行政は、公開請求者からの問合せには真摯に応じるべきであり、また、主権者は、行政がどのような方針であるのかを確認して案を修正するよう要望する権利がある。かかる要望に応じたとしても、それは、実施機関が説明する竣工式・内覧会への招待者をいたずらに増やすことには当たらない。招待者の増加をもって非公開理由とすることは、裁量の逸脱・濫用である。

- (4) 条例第8条該当性について
 - ア 特定事件に関連する特定施設 X の利用者の氏名や住所を非公開とすれば、当該利用者の権利利益は侵害されないため、条例第5条第1号本文に該当しない。
 - イ 特定事件に関する報道が過熱していたという事情等をもって、条例第 5条第4号柱書に該当するとは言えない。
 - ウ 特定利用者情報を公開することにより県の事務事業に支障が生じたとしても、それは特定事件の重大性にかんがみれば当然のことであって、 条例第5条第4号柱書に規定される支障にはあたらない。また、特定事件の社会的意義は大きいことから、公開すべきである。
 - エ 実施機関は、主権者からの問合せを支障とみなしているが、かかる主 張は国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法の下では認められない。

- オ 主権者として、主権者の目で適切な対応がなされたのかを確認して、 神奈川県や国際連合障害者権利委員会等に意見を提出する必要性がある。 そのため、公開することが条例第1条に適合する。
- (5) 条例第7条該当性について 特定事件の重大性にかんがみれば、別表1に掲げる情報は公開されるべ きである。
- (6) 本件請求の対象となる文書の特定について
 - ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、 行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関 は、文書の再検索を行っておらず不当である。
 - イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。
- (7) 理由付記の不備及び理由の追加について 本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。 また、弁明書において処分理由を追加することは違法である。
- (8) その他
 - ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を 強いられており、かかる対応は条例第1条等に反するため、取り止める べきである。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。また、郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。

- ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反す る。
- 4 実施機関(さがみ緑風園)の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア F文書

- (ア) 記者に関する情報
 - a 記者の氏名

F文書において本件処分により非公開とした記者の氏名は、特定の個人が識別できる情報であって条例第5条第1号本文に該当することは明らかである。

また、かかる情報の内容にかんがみて、同号ただし書アからエま でのいずれにも該当しないことも明らかである。

b 記者の社用携帯電話番号及び電子メールアドレス

F文書において本件処分により非公開とした記者の社用携帯電話番号及び電子メールアドレスは、記者の氏名とともに記載されているものであるため、前記aと同様に、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(イ) 取材に対応した県職員の家族に関する情報

F文書において本件処分により非公開とした取材に対応した県職員の家族に関する情報は、県職員の家族であることが分かる情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容にかんがみれば、同号ただし書アからエ までのいずれにも該当しないことも明らかである。

イ L文書

L文書において本件処分により非公開とした請求担当者、納品担当者 及び見積担当者の名前等は、それぞれ実施機関が購入した防犯用品の請求書、納品書及び見積書に記載された担当者名であるところ、これらの 情報は特定の個人が識別できる情報であることは明らかであることから、 条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報の内容にかんがみれば、同号ただし書アからエま

でのいずれにも該当しないことも明らかである。

ウ N文書

N文書において本件処分により非公開とした警部補以下の階級にある 警察官の名前については、特定の個人が識別される情報であることは明 らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

そして、警部補以下の階級にある者の名前については、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イには該当せず、その性質にかんがみれば、同号ただし書きア、ウ及びエのいずれにも該当しないことも明らかである。

エ R文書

(ア) 警部補以下の階級にある警察官の名前

R文書において本件処分により非公開とした警部補以下の階級にある警察官の名前は、前記ウのとおり、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(イ) 特定施設Aにおける入所児童の状況として記載された入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称並びに特定施設Bにおける入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況(内科・外科等を除く)に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容

R文書において本件処分により非公開としたこれらの情報は、特定施設Aにおける入所児童の状況として記載された入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称並びに特定施設Bにおける入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況(内科・外科等を除く)に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容であるところ、これらの情報は、それぞれの事由に該当する入所者の氏名が記載されているわけではない統計的な情報であって、個人を識別できる情報には該当しないもの

の、その内容は、入所に至る具体的理由、家族状況及び疾患・障害の 具体的名称に及んでおり、個人の心身の状況等に関する情報であって、 個人の人格と密接に関係するものであることから、公開することによ り、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

よって、これらの情報は条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アから工までのいずれにも該当しないことは明らかである。

才 T文書

T文書において本件処分により非公開とした特定職員の職員番号及び 自宅住所は、その氏名とともに記載されたものであるため、特定の個人 が識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1 号本文に該当する。

また、職員番号は、公務員の職務にかかわる情報ではあるものの、その番号は、職員の人事・給与等の管理に関し個人を識別するために使用される情報であるとともに、神奈川県採用年度等を推測することができる情報である。したがって、職員番号は、公務員の職務に関わる情報ではあるが、当該公務員個人の私的な情報というべきであり、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しない。また、その内容にかんがみれば、同号ただし書ア、イ及びエにも該当しないことは明らかである。

さらに、職員の自宅住所についても、その内容にかんがみれば、同号 ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(2) 条例第5条第2号該当性について

F文書において本件処分により非公開とした報道機関の名称は、特定施設Xを訪れた職員を取材しようとした特定記者が属する報道機関の名称であるところ、かかる報道機関の名称は、当該記者が行った取材態様とともに記載されたものであり、その内容は、実施機関の判断に基づいて記載されたものであって、公開することにより、当該報道機関に不利益を及ぼすおそれがあるものである。

よって、かかる報道機関の名称については、条例第5条第2号本文に該 当する。

(3) 条例第5条第4号柱書又は工該当性について

別表 1 の δ 欄に掲げる情報は、次のとおり、条例第 5 条第 4 号柱書又は エに該当する。

ア K文書

(ア) 県職員個人用電子メールアドレス

県職員個人用電子メールアドレスは、職員個人に割り当てられた一般に公にされていないものであって、公開することにより、悪意のある第三者からのウィルス付きメールを送りつけられること等により、庁内ネットワークシステムに深刻な被害がもたらされる危険性を高め、実際に被害が生じた場合には、職務上甚大な支障が生じるばかりか、影響が外部に及べば、行政機関としての信頼が著しく失墜するおそれがあるものである。また、業者によるダイレクトメールやウィルスメールなどの到達のおそれが増大するなど、職員の業務及び所属業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれもある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) アンケート回答案の内容

K文書は、関係所属から実施機関を含む福祉施設あてに、防犯体制等の状況調査の一環として行われたアンケートに対する回答に係る起案文書である。

実施機関は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設であり、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、障害者に対し施設障害福祉サービス、短期入所等を行う施設である。そして、K文書において本件処分により非公開としたアンケート回答案の内容は、実施機関における具体的な防犯体制や今後導入を予定している防犯対策に関する情報である。したがって、これらの情報を公開すると、実施機関における防犯対策上、相対的に脆弱な点を知らしめるおそれがあり、もって、その利用者たる県民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

よって、これらの情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

イ L文書

L文書において本件処分により非公開とした実施機関が購入した防犯用品の内容(規格、数量等を含む)が分かる情報は、これらを積み重ねたものが、実施機関における具体的な防犯体制にほかならないものである。したがって、これらの情報を公開した場合、実施機関における具体的な防犯体制が明らかとなり、防犯対策上、相対的に脆弱な点を知らしめるおそれがあり、もって、その利用者たる県民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ M文書

M文書は、特定市が同市内の指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所等あてにその防犯体制の現状を把握するために行った調査の回答に係る起案文書である。そして、M文書において本件処分により非公開とした情報は、同調査に対する回答内容案であって、実施機関における具体的な防犯体制や今後導入の可能性がある防犯対策に関するものであることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

エーN文書

(ア) 頁番号1頁及び3頁から7頁までに記載された実施機関における防犯対策の内容

頁番号1頁及び3頁から7頁までにおいて本件処分により非公開とした情報は、実施機関における防犯体制の構築にかかわる情報であり、その内容は実施機関における具体的な防犯体制構築のための基礎となるものであることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 「特定事件を踏まえた実施機関の安全対策について」に記載された 実施機関における防犯対策の内容

「特定事件を踏まえた実施機関の安全対策について」において本件

処分により非公開とした情報は、実施機関における具体的な防犯体制 の構築に関する情報であることから、前記ア(イ)と同様の理由により、 条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) 「特定警察署による防犯指導について」に記載された防犯指導の内容及び指導を踏まえた今後の対策の内容

「特定警察署による防犯指導について」において本件処分により非公開とした防犯指導の内容及び指導を踏まえた今後の対策の内容は、実施機関が警察からの防犯指導を受けた際の各種防犯用品や警備体制等について行われた指導内容が記載されたもの及びその指導を踏まえ具体に採用を試みる防犯対策が記載されたものであり、その具体的防犯体制に関する情報であることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(エ) 「消防計画、防災マニュアルの見直しの方向について」に記載され た実施機関における防犯対策の内容

「消防計画、防災マニュアルの見直しの方向について」において本件処分により非公開とした情報は、実施機関において、特定事案が発生した場合における現行体制下での安全管理上の問題点に具体的に言及したもの及び当該問題点に対する具体的対応案であるため、公開することにより、実施機関における安全管理に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

才 Q文書

- (ア) 議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容本件処分により非公開とした議題「(1) 児童・障害福祉施設の安全対策について」の議事内容に係る情報は、実施機関における防犯体制の構築にかかわる情報であるところ、その内容は当該施設における具体的な防犯体制構築のための基礎となるものであることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。
- (4) 議題「(2) 福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の 議事内容(趣旨説明を除く)

福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトとは、福祉専門職のキャ

リア形成の道筋を整理するためのプロジェクトであるところ、本件請求時にあっては、いまだ同プロジェクトの検討を始めるか否かを検討し始めた段階に過ぎない未確定のものであり、非公開としたその内容についても、同プロジェクト案を検討する所属長にのみ了知されているものであって、同プロジェクトの検討事項の対象となる一般職員には知らせていない状態にあった。このため、かかる情報が必要な補足説明を伴わないまま公開されると、記載された内容について誤解を生じさせるおそれや同プロジェクト検討者の意図に反して利用されたりするおそれがあり、県保健福祉分野における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号工に該当する。

- (ウ) 報告事項「(1) 児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等」の議 事内容
 - a 関係機関等との具体的調整状況

本件処分により非公開とした関係機関等との具体的調整状況とは、新たに開設される児童自立支援拠点における学校教育に係る費用負担や教員配置等の開設調整事務に係る情報であり、これらの情報を公開すると、不確定な情報が公になることで関係機関等に過度な期待や不安を抱かせ、その内容が関係機関等の意向に反する内容であった場合には、以後の調整に多大な労力を要することとなる。かかる場合にあっては、関係機関等との調整が遅れることにより同拠点の開設に遅れが生じるおそれがあることから、関係機関等との具体的調整状況は条例第5条第4号柱書に該当する。

b 竣工式及び内覧会実施案

本件処分により非公開とした竣工式及び内覧会実施案は、調整中の不確定な内容であり、これらの情報を公開することにより、関係各方面から招待者の確認の問合せや、招待者の調整などの要望が出る可能性があるが、会場には物理的な限界があり、招待者をいたずらに増やすことはできないものである。

よって、これらの情報は、公開することにより、竣工式等の出席

者の調整事務が増大し、ひいては児童自立支援拠点開設事務に支障が生じるおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

c 引越し案

本件処分により非公開とした引越し案は、児童自立支援拠点に統合される特定施設A、特定施設E等からの、入所者及び物品の移転スケジュール案並びに関係所属の業務分担案が記載されているところ、これらの情報を公開することにより、入所者及び物品の移転に当たっての防犯対策上脆弱な部分が明らかとなり、入所者の安全の確保及び県有財産の適正な管理に支障が生じることは明らかであるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

カ R文書

(ア) 頁番号1頁及び3頁から7頁までに記載された実施機関における防 犯対策の内容

頁番号1頁及び3頁から7頁において本件処分により非公開とした情報は、前記エ(ア)と同内容であることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 「特定事件を踏まえた実施機関の安全対策について」に記載された 実施機関における防犯対策の内容

「特定事件を踏まえた実施機関の安全対策について」に記載された 実施機関における防犯対策の内容は、前記エ(イ)と同内容であること から、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当 する。

(ウ) 「特定警察署による防犯指導について」に記載された防犯指導の内容及び指導を踏まえた今後の対策の内容

「特定警察署による防犯指導について」に記載された防犯指導の内容及び指導を踏まえた今後の対策の内容は、前記エ(ウ)と同内容であることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(エ) 「取り組んでいる又は検討している安全対策について (特定施設 C)」に記載された防犯対策に係る内容

「取り組んでいる又は検討している安全対策について(特定施設 C)」において本件処分により非公開とした情報は、福祉施設である特定施設 Cにおける当時の防犯体制又は今後採るべき対策について、防犯マニュアル等、警備体制(現状)、来所者の把握方法(現状)、防犯用品・設備の活用、警察や地域等との連携、利用者や利用者家族との連携、その他という7つの観点から整理された情報が記載されているもので、同施設の具体的防犯体制に言及したものであることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(オ) 「特定事件を受けた特定施設Dの防犯対策案」に記載された具体的 防犯対策の内容

「特定事件を受けた特定施設Dの防犯対策案」において本件処分により非公開とした情報は、福祉施設Eにおける当時の防犯体制及び今後採るべき対策について、具体的な内容が記載されているもので、同施設の具体的防犯体制に言及したものであることから、前記ア(イ)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(カ) 「「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について(案)」 に記載された同プロジェクトの内容

福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトの内容及び周知状況は、前記オ(イ)のとおりであるところ、本件処分により非公開とした「「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について(案)」に記載された同プロジェクトの内容には、その具体的な進め方やスケジュールも含まれるため、必要な説明を伴わないまま内容が確定する前に公開することにより、同プロジェクトの検討を開始することが相当程度確実であるとの誤解を与え、その内容に期待感を持たせる結果となり、現在の人材育成計画を超えたキャリア形成を営もうとする者が出てくるなど、現行の人事管理にも支障を生ぜしめるおそれがある。

よって、この点において、かかる情報は、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報であるため、条例第5条第4号エに該当する。

また、かかる支障が生じると、同プロジェクトの検討自体にも支障

を生ぜしめるおそれがあるため、その他事務又は事業の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書にも該 当する。

(キ) 「心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトについて (案)」に記載された同プロジェクトの内容

心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトとは、同職に関する前記(カ)に掲げる福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトと同様の人材育成に関するプロジェクトであり、検討状況や周知の状況も福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトと同様の状況にあったものである。

よって、本件処分により非公開とした「心理系福祉職の人材育成に 関する検討プロジェクトについて(案)」に記載された同プロジェクトの内容は、前記(カ)と同様の理由により、条例第5条第4号エ及び 柱書に該当する。

(ク) 「児童自立支援拠点の基本理念(案)」に記載された基本理念案の 内容すべて

児童自立支援拠点にあっては、その基本理念案に基づいて基本方針を定めるところ、本件処分により非公開とした基本理念案が必要な補足説明を伴わないまま公開されると、県所管の児童福祉施設の関係者に対して、基本理念が決定し、当該理念に基づいて基本方針が決定したような誤解を生じさせるおそれがある。そして、県所管の児童福祉施設は県が示す各種方針を参考に事業を展開していることから、未成熟な基本方針に基づき、県内の児童福祉施設から児童の受入要請や支援要請があることにより、児童の発達段階に応じた切れ目のない総合的な支援や、県所管域における総合的な支援のネットワークの構築など、児童自立支援拠点が目指す本来の理念や方針を実現できなくなるおそれがあるため、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

(ケ) 「児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について (案)」の内容 すべて

本件処分により非公開とした「児童自立支援拠点竣工式・内覧会の

実施について(案)」の内容には、同拠点の竣工式及び内覧会の実施計画案が記載されているため、かかる情報を公開した場合、前記オ (ウ) bで説明した支障が生じるおそれがあるほか、内覧会の追加実施を求められるおそれもあり、同拠点の円滑な開設に支障が生じるおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

(コ) 「引越し日程について(案)」に記載された内容すべて

本件処分により非公開とした「引越し日程について(案)」に記載された内容には、児童自立支援拠点に統合する特定施設A、特定施設E等からの入所者及び物品の移転スケジュール案並びにかかる移転業務を遂行するに当たっての関係所属の業務分担案が記載されており、前記オ(ウ)cと同質の情報であることから、前記オ(ウ)cと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(4) 条例第8条該当性について

ア 条例第5条第1号該当性について

特定利用者情報は、条例第5条第1号本文で定める個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、その存否を答えるだけで同号本文に該当する情報を公開することになるため、条例第8条に該当し、その存否を明らかにすることはできないものである。

イ 条例第5条第4号柱書該当性について

特定利用者情報については、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていなかったものであるが、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度の推測が可能な状況にあった。

他方、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、連日、 全国的な報道が行われるとともに、特定事情によりその報道が過熱して いたことは公知の事実である。

このような状況を前提とすると、特定利用者情報については、公開請求の方法及び公開又は非公開とされた情報の利用方法如何によっては、

非公開とすべき情報について、公開された場合と同じ結果が得られる状況にあったと言わざるを得ず、かかる情報が明らかとなった場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるであろうことは容易に想定されるものである。

よって、かかる情報は、その存否を明らかにすること自体が、条例第 5条第4号柱書にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又 は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

したがって、特定利用者情報は、条例第8条及び第5条第4号柱書に 基づき、その存否を明らかにすることなく公開請求を拒むべきものであ る。

(5) 条例第7条該当性について

別表1に掲げる情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条の規定に基づく裁量的公開を行うべきものではない。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

実施機関は障害者支援施設であるところ、所掌事務として、主に身体障害者に対する生活介護及び養護に関すること、生活相談及び生活指導に関すること、作業訓練に関すること、心理学的診断、治療及び指導に関すること、在宅障害者に係る相談、訓練及び指導に関すること等を所管しているところ、本件行政文書のうち、A文書、C文書、D文書、E文書、G文書、H文書、K文書、L文書、M文書、N文書、O文書、P文書、Q文書及びR文書を管理していたのは実施機関の施設管理者としてその安全性を確保する観点から取得又は作成したためであり、F文書を管理していたのは実施機関又はその職員が特定事件に関連し取材を受け、その報告のため作成したためであり、I文書及びT文書を管理していたのは特定事件に対応するための応援人員を実施機関から派遣したため取得又は作成したため

であり、J文書を管理していたのは特定事件を原因とする実施機関の利用者の不安の緩和に関し通知を受けたためであり、S文書を管理していたのは特定施設Xの再生に向けた大きな方向性について職員に周知するため取得及び回覧したものであり、これらの対応等を除き、実施機関は、特定事件に関係する業務を直接的に所管しているものではない。

よって、実施機関は、その存否を明らかにすることができないものを除き、本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書を管理するものではない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

また、他に解釈上不存在とした文書も存在しない。

(7) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張 は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が 左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきであること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、この点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、A文書、B文書、C文書、D文書、E文書、G文書、H文書、K文書、L文書、M文書、N文書、O文書、P文書、Q文書及びR文書は実施機関が自らの施設の運営管理者として、その安全性を確保する観点から取得又は作成した文書であり、F文書は実施機関又はその職員が特定事件に関連して取材を受け、その内容を報告するために実施機関が作成したものであり、I文書及びT文書は特定事件に対応するための応援人員を実施機関から派遣したために作成した文書であり、J文書は特定事件を原因とする実施機関の利用者等の不安の緩和に関し関係所属から通知を受けたものであり、S文書は特定施設Xの再生に向けた方向性を実施機関の職員に周知するために取得及び回覧されたものであると認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が 識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはで きないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるも の」を非公開とすることができると規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

そこで、別表 1 の α 欄及び β 欄に掲げる情報の同号該当性について、以下、検討する。

ア 別表1のα欄に掲げる情報

- (ア) 記者に関する情報
 - a 記者の氏名

記者の氏名は、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし 書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は同号ただし書アから工までのいずれにも 該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記 3 (1) ア (ア) aのとおり、記名記事であれば記者名は図書館での記事の配架などにより、公になるとして同号ただし書ア及びイに該当する旨主張するが、本件において非公開とされた記者の名前は記名記事上のものではなく、実施機関が作成した取材に係る報告書上のものであって、審査請求人のかかる主張を採用する余地はなく、その余の主張についても、同人が独自の見解を述べているに過ぎず、採用することはできない。

- b 記者の社用携帯電話番号及び電子メールアドレス並びに所属報道 機関のホームページアドレス
 - (a) 記者の社用携帯電話番号及び電子メールアドレス

この点について、実施機関は、記者の社用携帯電話番号及び電子メールアドレスは、当該記者の個人情報に当たるとして条例第5条第1号本文に該当する旨説明するが、後記(3)イのとおり、これらの情報は条例第5条第2号本文に該当すると認められるため、同条第1号該当性について判断する必要はないと解する。

(b) 記者の所属報道機関のホームページアドレス

記者の所属報道機関のホームページアドレスについては、記者の氏名ともに記載されているため、当該記者を識別することができる情報の一部として、条例第5条第1号本文に該当すると認められるが、当該記者の氏名を除くことにより、当該記者を識別することはできなくなり、また、これを公開したとしても、その権利利益を害するおそれはないと認められることから、条例第6条第2項の規定に基づき部分公開すべきであると判断する。

(イ) 取材に対応した県職員の家族に関する情報

取材に対応した県職員の家族に関する情報について、実施機関は、 当該家族を識別できる情報であるとして条例第5条第1号本文に該当 する旨主張している。しかしながら、当審査会が確認したところ、こ れらの情報は、県職員を対象として行われた取材に対し、その家族が 対応した際の記録であって、いずれも当該県職員の氏名とともに記載 されたものであることから、当該県職員を識別できる情報として同号 本文に該当すると判断する。

そして、これらの取材は、県職員を対象としたものではあるものの、 当該県職員が現に分任する職務に関して行われたものでないことにか んがみれば、前記情報は公務員の職務遂行に関する情報とは言えない ため同号ただし書ウには該当せず、また、公表が予定されている情報 とも言えないため、同号ただし書イにも該当しないと認められる。

また、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア及びエに も該当しないことは明らかである。

よって、取材に対応した県職員の家族に関する情報は同号ただし書 アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

もっとも、当審査会が確認したところ、これらの情報には報道機関の名称が含まれており、かかる報道機関の名称以外の当該県職員を識別できる情報を除くことにより、当該県職員は識別されず、また、これらを公開したとしても、その権利利益を害するおそれはないと認められることから、条例第6条第2項の規定に基づき、報道機関の名称部分については、部分公開すべきであると判断する。

(ウ) 請求担当者、納品担当者及び見積担当者の名前等

請求担当者、納品担当者及び見積担当者の名前等は、実施機関が防犯用品を購入した際の起案文書を構成する請求書等に記載された購入 先の担当者の名前等であり、特定の個人を識別できる情報であること は明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエま でのいずれにも該当しないことは明らかであることから、同号ただし 書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)ア(ウ)のとおり、 住民訴訟等との関係でかかる情報が同号ただし書イに該当する旨主張 するが、同人が独自の見解を述べているに過ぎず採用することはでき ない。

(エ) 警部補以下の階級にある警察官の名前

警部補以下の階級にある警察官の名前については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、警部補以下の階級にある者の名前は、神奈川県職員録や新聞の異動記事においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから同号ただし書イには該当せず、職務遂行の内容に関する情報にも当たらないことから同号ただし書ウにも該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、警部補以下の階級にある警察官の名前については、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(オ) 特定職員の職員番号及び自宅住所

当審査会が確認したところ、特定職員の職員番号及び自宅住所は、特定事件を受けて、実施機関から特定施設 X に派遣された実施機関の職員の旅費請求書上の情報であるところ、かかる情報は、当該職員の氏名とともに記載されており、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、当該職員は、公務として特定施設Xに派遣されており、かつ、その氏名は県職員録により公にされていることにかんがみれば、その氏名は同号ただし書イに該当すると認められるものの、当該職員の職員番号及び自宅住所については、現に公にされ、又は公にされることが予定されているものでもないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエに

も該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は同号ただし書アから工までのいずれにも該 当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記 3 (1) ア(エ) のとおり、 種々主張するが、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

イ 別表1のβ欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のβ欄に掲げる情報は、実施機関が説明するとおり、特定施設Aにおける入所児童の状況として記載された入所理由、保護者状況内訳数及び入所者の疾患・障害の具体的名称並びに特定施設Bにおける入所者の入所理由、入所経路、知的能力の状況、保護者の状況及び保護者の職業等の状況の各項目における該当者数並びに入所者の障害・疾患等の状況(内科・外科等を除く)に記載された診断名、診断名ごとの該当者数及び備考欄記載内容であり、これらの情報は、それぞれの事由に該当する入所者の無記名の統計情報であるため、個人を識別できる情報には該当しないと認められる。

この点について、審査請求人は、前記3(1)イのとおり、これらの情報が個人を識別できない統計情報であって、精神医学雑誌等でこれに相当する情報が公にされているとして、これらの情報を非公開とする理由はない旨主張する。しかしながら、当審査会が確認したところ、入所理由や入所経路、保護者の状況等の各項目は相当程度具体化された類型ごとに統計情報として整理され、疾患等の名称に至っては、具体的名称まで記載されており、これらの情報は、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであると認められ、個人を識別することはできないものの、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アから工までのいずれにも該当しないことは明らかであることから、同号ただし書アから工までのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開すると規定している。

そこで、別表1の γ 欄に掲げる情報及び別表1の α 欄に掲げる情報のうち、記者の社用携帯電話番号及び電子メールアドレスの同号該当性について、以下、検討する。

ア 別表1のγ欄に掲げる情報

別表1の γ 欄に掲げる報道機関の名称は、実施機関が説明するように、特定施設Xを訪れた職員を取材しようとした特定記者が属する報道機関の名称であって、当該記者が行った取材態様とともに記載されたものであり、実施機関は、かかる情報が実施機関の判断に基づいて記載されたものであるため、公開することにより、当該報道機関に不利益を及ぼすおそれがある旨主張している。

しかしながら、当審査会が確認したところ、当該記者の取材態様は、 通常想定される取材態様から逸脱しているものとは認められず、当該記 者が属する報道機関の名称を公開したとしても、その不利益になるもの とは認め難いことから、条例第5条第2号本文には該当しないと判断す る。

イ 別表 1 の α 欄に掲げる情報のうち、記者の社用携帯電話番号及び電子 メールアドレス

当審査会が確認したところ、別表 1 の α 欄に掲げる情報のうち、実施機関に対し取材を行った記者の社用携帯電話番号及び電子メールアドレスは、一般に公にされていない電話番号及び電子メールアドレスであって、公開することにより、迷惑電話や迷惑メールの対象となり、当該記者が所属する報道機関の取材に支障を及ぼすおそれがあると認められる

ことから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、携帯電話番号及び電子メールアドレスに過ぎず、これを公開したとしても、人の生命身体等の利益の保護につながると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、同号ただし書には該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号柱書又は工該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は 事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、同号エ は「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼ すおそれ」があるものを規定している。

また、同号アからオまでの各規定に該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に規定される情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、別表1のδ欄に掲げる非公開情報の同号柱書又は工該当性について、以下、検討する。

もっとも、別表1の δ 欄に掲げる非公開情報はその量が多いため、実施機関が説明する非公開理由の理論的当否を検討し、非公開とすることが妥当と認められる非公開理由の適用が説明されている各非公開情報について、当該理由に当てはまる情報たり得るか等個別具体的に判断するものとする。

ア実施機関が説明する非公開理由

当審査会が確認したところ、実施機関が別表1のδ欄に掲げる情報を 非公開とした理由は、施設の具体的防犯体制に関する情報、防犯用品の 購入に関する情報、人材育成プロジェクトに関する情報、児童自立支援 拠点の開設調整事務に関する情報、同拠点の基本理念案に関する情報、同拠点の竣工式・内覧会に関する情報、同拠点への引越しに関する情報 及び県職員個人用電子メールアドレスに関する情報に大別されるため、 以下、これらの情報を非公開とした理由について、その当否を検討する。 (7) 施設の具体的防犯体制に関する情報

実施機関を含めた各施設の防犯体制の具体的強化策等その具体的防犯体制に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開すると、実施機関等の施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、施設の具体的防犯体制に関する情報については、条例第5 条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) 防犯用品の購入に関する情報

実施機関において購入された防犯用品の内容(規格、数量等含む。) 等から成る防犯用品の購入に関する情報については、実施機関が説明 するとおり、これらを積み重ねたものが、実施機関における具体的な 防犯体制にほかならず、これらの情報を公開した場合、前記(ア)と同 様に実施機関における具体的な防犯体制が明らかとなり、防犯体制の 相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、安全面の確保に困難を来し、 その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、防犯用品の購入に関する情報については、条例第5条第4 号柱書に該当すると判断する。

(ウ) 人材育成プロジェクトに関する情報

当審査会が確認したところ、福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト及び心理系福祉職の人材育成に関する検討プロジェクトは、実施機関が説明するとおり、各職にある者のキャリア形成の在り方を検討するもので、本件請求時にあっては、いまだ検討を行うか否かの検討を始めた最初期の段階のものであり、これらのプロジェクトの対象となる一般職員には周知していない状況であったことが認められる。そ

して、人材育成等の人事制度に関する情報は、職員の異動や昇格といった今後携わる職務の内容にも密接に関連した情報であることにかんがみれば、これらの情報に対する職員の関心が高いことは容易に想定されるものである。また、これらのプロジェクトが検討の最初期の段階にあったことを考慮すると、これらのプロジェクトで検討対象となった各職にある者のキャリア形成の在り方についても、検討を経る過程において様々な修正等が行われることも容易に想定される。

したがって、これらの事情にかんがみれば、いまだ検討の最初期の 段階にある人材育成プロジェクトに関する情報を公開すると、今後修 正が想定される未確定情報を相当程度の確実性がある情報と職員に認 識させ、現行の人事制度ではなく、検討過程にある当該未確定情報に 則ったキャリア形成を営もうとする者を生じさせるおそれも否定でき ず、そこに至らないまでも、現行の人事制度が切り替わることを前提 に、現行の人事制度を軽視する者を生じさせ、現行の人事制度の運用 に支障を生じさせるおそれがあると認められる。

よって、人材育成プロジェクトに関する情報は、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号 エに該当すると判断する。

なお、実施機関は、これらの情報が同号柱書にも該当する旨説明するが、前記のとおり、これらの情報は同号工に該当すると認められるため、同号柱書該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

(エ) 児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報

児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報については、実施機関が説明するとおり、同拠点における学校教育の費用負担等関係機関との各種調整に関する情報であって、調整の最中にある情報であることにかんがみると、これを公開した場合、公開された情報が調整対象者の意図に合致していなかったときには、以後の調整事務を増大させるであろうことは容易に想定されるものである。そして、このような事態が生じた場合には、同拠点の開設そのものに遅れが生じるおそれ

も認められる。

よって、同拠点の開設調整事務に関する情報については、公開することにより、当該調整事務及び同拠点開設事務に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(オ) 児童自立支援拠点の基本理念案に関する情報

児童自立支援拠点の基本理念案に関する情報について、実施機関は、 児童自立支援拠点の理念案を必要な説明なく公開すると、県所管の児 童福祉施設関係者に当該基本理念に基づく基本方針が決定したと誤解 させ、ひいては、同拠点が目指す本来の理念や方針が実現できなくな る旨説明する。

しかしながら、かかる説明には飛躍があると言わざるを得ず、かかる情報を公開することで、同拠点の本来の理念や方針が実現できなくなると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、児童自立支援拠点の理念案に関する情報については、条例 第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

(カ) 児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報

児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報については、実施機関が説明するとおり、会場に物理的限界がある中にあっては、招待者を一定数以下にしなければならないという制約があり、こうした状況下で、調整中の段階にある招待者の情報や竣工式の日程を公開すると、関係者から招待者の追加要望や竣工式等の複数回開催の要望がなされ、竣工式等の開催事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、同拠点の竣工式・内覧会に関する情報については、公開することにより、竣工式等の開催事務に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(キ) 児童自立支援拠点への引越しに関する情報

児童自立支援拠点への引越しに関する情報については、入所者を有する福祉施設である特定施設A及びFから同拠点への入所者の移転に関する情報が含まれていることにかんがみると、公開することにより、引越し時に生じるこれら施設における防犯上脆弱なタイミングが明ら

かとなり、入所者の安全の確保に支障を生じるおそれがあると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ク) 県職員個人用電子メールアドレスに関する情報

県職員個人用電子メールアドレスについては、実施機関が説明するとおり、一般に公にされていないものであって、公開することにより、悪意のある第三者からのウィルス付きメールや不必要な営利目的によるダイレクトメールを送付されるおそれが高まり、ウィルス付きメールが送付された場合にあっては県の庁内ネットワークシステムへの被害を生ぜしめ、本来業務と無関係なダイレクトメールを送付された場合にあっては、当該メールの削除等に労力を割かざるを得ない事態となり、その業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、県職員個人用電子メールアドレスに関する情報については、 条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

イ 審査請求人の主張

実施機関の説明する非公開理由の当否は前記ア(ア)から(ク)までのとおりであるところ、当審査会が妥当と判断した非公開理由について、審査請求人は前記3(3)アからエまでのとおり種々主張するが、当審査会が確認したところ、いずれについても、前記判断を覆すに足りるものとは認められない。

よって、審査請求人のこれらの主張は採用することはできない。

ウ まとめ

以上を前提に判断すると、別表1の δ 欄に掲げる情報の5ち、別表2の δ 欄に掲げるものについては、条例第5条第4号柱書又は工に該当するためこれらを非公開としたことは妥当であるが、別表3の δ 欄に掲げるものについては実施機関が説明する非公開理由が成り立たないものであるか、又は非公開理由としては成り立つものの当該情報が当該非公開理由に当てはまる情報たりえないものであるため、公開すべきであると判断する。

(5) 条例第8条該当性について

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在 しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、 実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒 むことができる」と規定している。

そこで、本件処分において、その存否を明らかにすることができないと された特定利用者情報の同条該当性について、以下、検討する。

ア 条例第8条及び第5条第4号柱書該当性について

当審査会が確認したところ、特定利用者情報は、実施機関が説明するとおり、特定事件当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていない一方で、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度、その内容の推測が可能な状況にあったと認められる。

また、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、全国的な報道が行われ、特定事情によりその報道が過熱していたことも認められる。

このような状況を前提とすると、特定利用者情報については、公開請求の方法及び公開又は非公開とされた情報の用い方によっては、諾否決定の内容が公開であるか非公開であるかにかかわらず、非公開とすべき情報について、公開された場合と同じ結果が得られる状況にあり、現にそのような公開請求が行われていると認められ、かつ、かかる情報が公開された場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるおそれがあったと認められる。

よって、特定利用者情報は、その存否を明らかにすること自体が、条例第5条第4号柱書にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると認められるため、実施機関が、条例第8条により、その存否を明らかにすることなく、公開請求を拒否したことは妥当であると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、特定事件の重大性にかんがみれば、特定利用者情報を公開することにより、県の事務事業に支障が生じたとしても、同号柱書に規定される支障には当たらない旨等を主張す

るが、これは、同号柱書にいう「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」性に関する主張であるとも考えられるため、以下、念のために検討する。

同号柱書にいう「適正」性とは、非公開情報を公開することによる支障のみならず、公開することにより得られる利益をも考慮すべきとする趣旨と解されるが、当審査会が確認したところ、特定利用者情報を公開したとしても、これにより得られる情報にかんがみれば、これにより得られる利益を想定することは困難であり、仮に得られる利益があったとしてもそれは軽微なものであって、これを公開することによる支障を上回るものであると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができず、 その余の主張についても、当審査会の前記判断を覆すに足りるものは存 しない。

イ 条例第8条及び第5条第1号該当性について

実施機関は、特定利用者情報について、条例第8条及び第5条第1号に該当する旨説明するが、前記アのとおり、特定利用者情報は、条例第8条及び第5条第4号柱書に該当すると認められるため、同条第1号該当性について判断するまでもなく、公開請求を拒否することが妥当である。

(6) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守

られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(7) 処分理由の追加について

審査請求人は、実施機関が弁明書において本件処分の理由を追加したことが違法である旨主張するため、以下、この点について検討する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨であると解される。

また、行政不服審査法第29条に規定された弁明書の記載事項に関する定めを見ると、審査請求に係る処分の内容、理由等の詳細を明らかにすることで、審査請求人が有効かつ適切な主張を行えるようにし、もって、審査請求における審理の充実を図ることが同条の趣旨であると解される。そうすると、審査請求手続における処分理由の追加的主張を認めた場合、理由の通知に期待されるこれらの機能が後退するのではないかとの懸念が生じることは否定できないところである。

他方、実施機関においても、原処分時に主張を尽くせないことや審査請求手続における審査請求人の主張に対応するため、追加的主張の必要が生じることは容易に想像できるところであり、審査請求手続自体が審査請求人と実施機関双方の主張を尽くさせ、これを前提に審査会が判断をする仕組みなのであるから、本来的に実施機関の追加的主張を容認しなければ双方の公平な攻撃防御が尽くされたとは言えないと解される。

また、同法第1条は「簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対す

る不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」と定めている。ここでは、審査請求制度も行政部内での解決に止まることが示唆されており、このことを踏まえると、実施機関が原処分時に通知した理由とは別の処分理由を有しているときには、むしろその追加的主張を認めた上で、紛争の一回的解決を図ることにも意義が認められるというべきである。理由の通知、記載に係る上記の規定も、処分理由の追加的主張を排斥する趣旨まで含意するものではない。

もっとも、実施機関による処分理由の追加を許容することにより、理由付記制度の趣旨を没却することは適当ではないことから、審査請求手続における実施機関による処分理由の追加については、実施機関が審査請求手続において処分理由の追加が可能であることを奇貨として、あえて原処分時に不適切な処分理由を示し、審査請求手続の終盤において適切な処分理由を追加し審査請求人に不意打ちを与える等、理由付記の制度趣旨を没却するような特段の事情がある場合にはこれを認めるべきではないが、そのような事情がない場合には、追加を認めるのが相当であると解される。

これを本件について見ると、審査請求人が主張するように、実施機関は本件処分時には示していなかった処分理由を、弁明書において追加していることが認められるが、そこに理由付記制度の趣旨を没却するような意図は見受けられず、特段の事情があるとは認められないことから、適法な処分理由の追加的主張であり、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

(8) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若 しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施 機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかな る根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書

以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする 実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆 すに足りる事情も認められない。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(9) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を取り止めるべきこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、郵送による交付を行う場合には定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではなく、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張している ため、以下、この点について付言する。

理由付記制度の趣旨は、前記 5 (7)で示したとおり、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保すること及び非公開の理由を請求者に知らせることにより請求者の審査請求に便宜を与えることにある。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決(平成4年(行ツ)第48号)が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

これを前提に本件を見ると、本件処分の理由付記は、非公開情報の内容毎に適用条項を摘示するとともに、その内容に応じ、当該条項を適用するに至った具体的理由が必要最小限度は示されていると認められ理由付記に不備があるとまでは言えないが、条例第5条第4号柱書又はエにいう「支障」について、より具体的に記載されることが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別表1

	原処分における非公開情報一覧				
	書分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
δ	C 文書	実施機関の要望 への回答につい て	実施機関における防犯対策の内容 ○ 左記文書中、6行目から18 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書	
		平成 28 年 7 月 27 日 17 時 40 分の取 材に係る報告書	記者の氏名 ご 左記文書表中、第3欄第4項のうち、1文字目から4文字目まで		
		平成 28 年 7 月 27 日 18 時 15 分の取 材に係る報告書	記者の氏名		
α	F文書	平成 28 年 7 月 27 日 11 時頃及び同 日 20 時 50 分頃の 取材に係る報告 書	取材に対応した県職員の家族に関する情報 ○ 左記文書表中、第2欄第4 項のうち、1行目 13 文字目まで、2行目 13 文字目まで、2行目 13 文字目まで、第1欄第7項から第2欄第7項までを1つとする項目のうち、2行目9文字目から10 文字目まで	第5条第1号(個人識別情報)	
		平成 28 年 8 月 1 日 13 時 15 分の取 材に係る報告書	記者の氏名 左記文書表中、第2欄第3 項のうち、13 文字目から 16 文字目まで		
		平成 28 年 8 月 1 日 17 時 30 分頃の 取材に係る報告 書	取材に対応した県職員の家族に関する情報 ○ 左記文書表中、第2欄第4 項のうち、7文字目から 12 文字目まで		

別表 1 <続き>

	原処分における非公開情報一覧				
	書分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α	F文書〈続き〉	平成 28 年 8 月 2 日 18 時 00 分頃の 取材に係る報告 書	取材に対応した県職員の家族に関する情報 ○ 左記文書の上段表中、第2 欄第4項、下段枠中、6行目 6文字目から 25 文字目まで、7行目4文字目から 23 文字目まで、8行目4文字目から8文字目まで、同行目32 文字目から9行目まで	第5条第1号 (個人識別情報)	
γ			報道機関の名称 ○ 左記文書の下段枠中、11行 目 22 文字目から 25 文字目ま で	第5条第2号	
		平成 28 年 8 月 19 日付け依頼文	県職員個人用電子メールアドレス ○ 問合せ欄のうち、4行目11 文字目から39文字目まで		
	K 文書		県職員個人用電子メールアドレス ○ 問合せ欄のうち、4行目11 文字目から39文字目まで アンケート回答案の内容(実施機関における防犯対策の内容) ○ 別紙1に掲げる非公開情報	第5条第4号 柱書	
δ	L文書	平成 28 年 8 月 22 日付け支出命令 起案文書	購入した防犯用品の内容(規格、数量等含む)が分かる情報 ○ 起案用紙中、件名の1文字目まで ○ 支出命令票中の件名 ○ 請求書中の品名・規格、数量、単価 ○ 納品書中の品名・規格、数量、単価 ○ 仕訳明細書中の件名 ○ 見積書中の内容、数量、単価	第5条第4号 柱書	
α			請求担当者の名前 納品担当者の名前 見積担当者の氏名	第5条第1号	

別表 1 <続き>

	原処分における非公開情報一覧				
	: 書 :分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
δ	L文書、続き〉	平成 28 年 8 月 8 日付け執行伺い 起案文書	購入した防犯用品の内容(規格、数量等含む)が分かる情報 ○ 起案用紙中、件名の1文字目まで、件名の1支字目まで、力にでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	第5条第4号 柱書	
α			見積担当者の氏名	第5条第1号 (個人識別情報)	
	M 文書	調査票	調査に対する回答内容案(実施機関における防犯対策の内容) ○ 問1から問15までの回答 内容	第5条第4号 柱書	
δ	N文書	頁書 百百の 百百の 百百の 百百の 百百の 百百の 百百の 百百	実施機関における防犯対策の内容	第5条第4号 柱書	

別表1<続き>

	原処分における非公開情報一覧				
	:書 :分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
δ	N文書〈続き〉	特定警察署による防犯指導について	防犯指導の内容 ○ 左記文書1頁目中、8行目 から34行目まで、36行目から39行目まで ○ 左記文書2頁目中、2行目 から7行目まで、9行目から 13行目まで、15行目から28 行目まで 指導を踏まえた今後の対策の内容 ○ 左記文書2頁目中、30行目 から39行目まで	第5条第4号 柱書	
α	~		警部補以下の階級にある警察官の 名前 ○ 左記文書1頁目中、3行目 20文字目から21文字目まで	第5条第1号 (個人識別情報)	
		消防計画、防災マニュアルの見直しの方向について	実施機関における安全対策の内容 ○ 左記文書中、16 行目、20 行目から 21 行目まで	第5条第4号 柱書	
δ	Q文書	同左	議題「(1)児童・障害福祉施設の 安全対策について」の議事内容 ○ 左記文書1頁目中、10行目 から25行目まで ※ 左記文書1頁目について は、タイトル部分を1行目と して行数を数える。また、も して行数を数える。また、して行数を数える。また、と もして行数を数える。また、の 書き及び押印部分は行数として数えない。 議題「(2)福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の 議事内容(趣旨説明を除く) ○ 左記文書1頁目中、29行目 から42行目まで	第5条第4号 柱書	

別表 1 <続き>

	原処分における非公開情報一覧				
	書分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
δ	Q文書へ続き〉	同左	報告事項「(1)児童自立支援拠点 開設の準備進捗報告等」の 事内容 〇 関係機関等との具体的調整 ・ 関係機関等との具体的調整 ・ 定記文書1目で、10行目まで ・ を記文書3目まで ・ を記文書3目まで ・ を記文書3目まで ・ がらなび内で ・ はいので ・ もい。 とい。 もい。 もい。 もい。 もい。 もい。 もい。 もい。 もい。 もい。 も	第5条第4号 柱書	
	R文書	頁書 百百百の 百百百の 百百百の 百百百の 百百百の 百百百の 百百百の 一百百百の 一百百百の 一百百百の 一百百百の 一百百の 一百百の 一百百の 一百百の 一百百の 一百の 一	実施機関における防犯対策の内容	第5条第4号 柱書	

別表 1 <続き>

	原処分における非公開情報一覧				
文章		文書種別	非公開情報	条例適用条項	
δ		特定警察署による防犯指導について	防犯指導の内容 ○ 左記文書1頁目中、8行目から34行目まで、36行目から39行目まで○ 左記文書2頁目中、2行目から7行目まで、9行目から13行目まで、15行目から28行目まで 指導を踏まえた今後の対策の内容から39行目まで	第5条第4号 柱書	
α			警部補以下の階級にある警察官の名前左記文書1頁目中、3行目20文字目から21文字目まで	第5条第1号 (個人識別情報)	
	R文書〈続き〉	取組んでいる又 は検討していいの 安全対策に施 で、特定施 で、特定を予 で、	特定施設 C における防犯対策の内容	第5条第4号 柱書	
		た特定施設 D の 防犯対策 (案) 「福祉専門職 キャリアパエク 計」について (案)	○ 左記文書中、表の内容すべて左記プロジェクトの内容○ 左記文書中、タイトル以外の情報すべて	第5条第4号 エ及び柱書	

別表 1 <続き>

	原処分における非公開情報一覧					
文書 区分		文書種別	非公開情報	条例適用条項		
		心理系福祉職の 人材育成に関す る検討プロジェ クトについて (案)		第5条第4号 エ及び柱書		
		児童自立支援拠 点の基本理念 (案)	基本理念案の内容すべて ○ 左記文書中、3行目から6 行目まで			
δ		児童自立支援拠 点竣工式・内覧 会の実施につい て(案)	実施案の内容すべて	第5条第4号		
	R文書〈続き〉	引越し日程につ いて(案)	引越し案の内容すべて ○ 左記文書1頁目中、3行目、表の内容すべて ○ 左記文書2頁目中、表の内容すべて、1行目から17行目まで	· 柱書		
		特定施設A入所 児童の状況(平 成 28 年9月1日 現在)	入所理由、保護者状況内訳数及び 入所者の疾患・障害の具体的名称			
β		平成 28 年 9 月 1 日 現 在 在 籍 児 童 の 状 況 (特 定 施 設 B)	入所者の入所理由、入所経路、知 的能力の状況、保護者の状況及び 保護者の職業等の状況の各項目に おける該当者数並びに入所者の障 害・疾患等の状況(内科・外科等 を除く)に記載された診断名、診 断名ごとの該当者数及び備考欄記 載内容	第5条第1号(個人非識別情報)		
α	T 文書	同左	特定職員の職員番号及び自宅住所	第5条第1号 (個人識別情報)		

別表 2

			原処分妥当非公開情報一	覧	
	:書 :分	文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文) 参照箇所
δ	C文書	実施機関の要望への回答について	実施機関における防犯対 策の内容のうち、次に掲 げるもの ○ 左記文書中、6行 目から15行目まで	具体的防犯体制に 関する情報である ため。 <第5条第4号柱書>	5 (4) ア (ア)
α		平成 28 年 7 月 27 日 17 時 40 分 の取材に係る 報告書	記者の氏名 立 左記文書表中、第 3欄第4項のうち、 1文字目から4文字 目まで	個人に関する情報 であって、特定の 個人を識別できる 情報であるため。 <第5条第1号>	5 (2)
	F文書	平成 28 年 7 月 27 日 18 時 15 分 の取材に係る 報告書	記者の氏名		プ(ア)a
			記者の社用携帯電話番号 及び電子メールアドレス ○ 左記文書における 名刺の写し中、8行 目 17 文字目から9行 目 29 文字目まで	迷惑電話等により 当該報道機関及 務に支障を当な し、その正当 を害する があると があると るため。 <第5条第2号>	5 (3)
		平成 28 年 7 月 27 日 11 時頃及 び同日 20 時 50 分頃の取材に 係る報告書	取材に対応した県職員の また、関するもの を関するもの のうのののののののののののののののののののののののののののののののののの	個人(県職員)に 関する情報で 人で 、特定の 個人 で 、特定の 個 で 、 も で 、 も で る 情報 で る き る く 、 き る く う く う く く う く く う く く り く く り く く り く く り く く り く く り く く り く く り く く り く く り く く り く く り く く り く く り く く り く く り く と う く く り く と う く く り く と う く と う く と う と う く と う と う と う と う	5 (2) ア (イ)

別表 2 <続き>

	原処分妥当非公開情報一覧				
	: : :分	文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文) 参照箇所
		平成 28 年 8 月 1 日 13 時 15 分 の取材に係る 報告書	記者の氏名 一 左記文書表中、第2 欄第3項のうち、13文字目から16文字目まで	個人に関する情報 であって、特定の 個人を識別できる 情報であるため。 <第5条第1号>	5 (2) ア (ア)a
		平成 28 年 8 月 1 日 17 時 30 分 頃の取材に係 る報告書	取材に対応した県職員の 家族に関する情報 〇 左記文書表中、第 2 欄第 4 項のうち、 7 文字目から 12 文字 目まで	個人(県職員)に 関する情報であっ て、特定の個人を 識別できる情報で あるため。 <第5条第1号>	5 (2) ア (イ)
α	F文書〈続き〉	平成 28 年 8 月 2 日 18 時 00 分 頃の取材に係 る報告書	取材には関するとのでは、	個人(県職員)に 関する情報で 人 、特定の個人で 識別できる情報 あるため。 <第5条第1号>	5 (2) ア (1)

別表2<続き>

	原処分妥当非公開情報一覧				
	書分	文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文) 参照箇所
δ		平成 28 年 8 月 19 日付け依頼 文	県職員個人用電子メール アドレス ○ 問合せ欄のうち、 4行目 11 文字目から 39 文字目まで	一般に公にされて いない県職員個人 用電子メールアド	5 (4)
0	K 文 書	回答案	県職員個人用電子メール アドレス ○ 問合せ欄のうち、 4行目 11 文字目から 39 文字目まで	レスに関する情報 であるため。 <第5条第4号柱書>	ア (ク)
		四合米	アンケート回答案の内容 (実施機関における防犯 対策の内容) ○ 別紙1に掲げる非 公開情報	具体的防犯体制に 関する情報である ため。 <第5条第4号柱書>	5 (4) ア (7)
δ	L文書	平成 28 年 8 月 22 日付け支出 命令起案文書	購入の分ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	防犯用品の購入代 に関する情報であ るため。 <第5条第4号柱書>	5 (4) ア (イ)
α			請求担当者の名前 納品担当者の名前 見積担当者の氏名	個人に関する情報 であって、特定の 個人を識別できる 情報であるため。 <第5条第1号>	5 (2) ア (ウ)

別表2<続き>

			原処分妥当非公開情報一	覧 L	
	書分	文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文) 参照箇所
δ	L文書へ続き〉	平成 28 年 8 月 8 日付け執行 伺い起案文書	購(分) (中量 (中価) 大規か() (中国) (中量) (中価) (中価) (中価) (中価) (中価) (中価) (中価) (中価		5 (4) ア (1)
α			見積担当者の氏名	個人に関する情報 であって、特定の 個人を識別できる 情報であるため。 <第5条第1号>	5 (2) ア (ウ)
δ	M 文 書	調査票	調査に対する回答内容案 (実施機関における防犯 対策の内容)のうち、次 に掲げるもの 〇 問 1 から問 7 ま で、問 10 から問 13 ま で、問 15 の回答内容	具体的防犯体制に 関する情報である ため。 <第5条第4号柱書>	5 (4) ア (7)

別表2<続き>

7,7,7		<	原処分妥当非公開情報一		
	書分	文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文) 参照箇所
		頁番号1頁の文書	実施機関における防犯対策の内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書中、5行目から17行目まで、20行目から27行目まで、表の内容すべて※ タイトル部分を1 行目として行数を数える。		
		頁番号3頁から頁番号7頁 までの文書	実施機関における防犯対 策の内容のうち、次に掲 げるもの ○ 左記文書中、1頁 目の2行目以降すべ て (頁番号を除 く。)	具体的防犯体制に 関する情報である ため。 <第5条第4号柱書>	
δ	N 文 書	特定事件を踏まえた実施機関の安全対策 について	実施機関における防犯対策の内容		5 (4) ア (ア)
		特定警察署による防犯指導について	防犯指導の内容 ○ 左 8 7 36 7 34 7 5 8 7 36 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	具つあ犯報がる < 具関 と	

別表2<続き>

			原処分妥当非公開情報一	覧	
	書分	文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文) 参照箇所
α	N	特定警察署に よる防犯指導 について〈続き〉	警部補以下の階級にある 警察官の名前 ○ 左記文書1頁目 中、3行目20文字目 から21文字目まで	個人に関する情報 であって、特定の 個人を識別できる 情報であるため。 <第5条第1号>	5 (2) ア (ェ)
S	文書〜続き〉	消防計画、防 災マニュアル の見直しの方 向について	実施機関における安全対 策の内容 〇 左記文書中、16 行 目、20 行目から 21 行 目まで	具体的防犯体制に つる情報の あって、具体的防 犯体制に関すること 報と同視すること ができる情報で るため。 <第5条第4号柱書>	5 (4) ア (7)
	Q文書	同左	議題「(1)児童・障害福祉 ・障害の第二年の第二年のの議事のの議事のの議事ののではでのではでは、 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	具体的防犯体制に 関する情報である ため。 <第5条第4号柱書>	5 (4) ア (7)
			議題「(2)福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」の議事内容(趣旨説明を除く) ○ 左記文書1頁目中、29行目から42行目まで	検討の最初期の段 階にある人材育成 プロジェクトに関 する情報であるた め。 <第5条第4号エ>	5 (4) ア (ウ)

別表2<続き>

原処分妥当非公開情報一覧					
文書 文書種別		非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)	
		報告事項「(1)児童自立支援拠点開設に係る準備進 捗報告等」の議事内容の うち、次に掲げるもの	第5条第4号柱書		
Q文書 ^{〈続き〉}	同左	〇 左記文書2頁目 中、4行目から6行 目まで	児に報所もれもたたさが合け及るめ < ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
		○ 関係機関等との具体的調整状況 ・ 広間では、 ままままででは、 ままままででは、 まままままででは、 まままままままままま	児童自立支援拠点 の開設調整事務に 関する情報である ため。 <第5条第4号柱書>	5 (4) ア (ェ)	

別表 2 <続き>

			原処分妥当非公開情報一	覧	
	書 分	文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 [答申本文] 参照箇所]
	Q文書	支援拠点開設に係る準 進捗報告等」の が表 で で を を を を を を を を を を を を を を を を を	竣工式及び内覧会 実施案左記文書3頁目 中、26行目から30	児のにりに追のをのたりに追のを別している。 自工す公り要数来る。 接覧でこ者工要とある。 が関いなの式望れる。 をあるの式望れる。 をあるの式望れる。 を第4号柱	5 (4) ア (カ)
δ	文書〈続き〉		左記文書3頁目中、32行目から34	児へる開りじ犯ンるめ、 を関いては、 を関いては、 を関いては、 を関いては、 を関いては、 を関いるとは、 を関いるとは、 を関いるが、 を関いるが、 を関いるが、 を関いるが、 を関いるが、 を関いるが、 を関いる。 を関い。 を関いる。 をしる。 をし。 をし。 をしる。 をしる。 をしる。 をし。 をし。 をし。 をし。 をし。 をし。 をし。 をし	5 (4) ア (キ)
	R文書	頁番号1頁の文書	実施機関における防犯対 策の内容のうち、次に掲 げるもの ○ 左記文書中、5行 目から17行目まで、 20行目から27行目まで、表の内容すべてまで、表の内容すべを1 で、タイトル部分を1 行目として行数を える。	具体的防犯体制に 関する情報である ため。 <第5条第4号柱書>	5 (4) ア (ア)
		頁番号3頁から頁番号7頁 までの文書	実施機関における防犯対 策の内容のうち、次に掲 げるもの ○ 左記文書中、2行 目以降のすべて(頁 番号を除く。)		

別表 2 <続き>

原処分妥当非公開情報一覧						
	書分	文書種別	非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文) 参照箇所	
		特定事件を踏まえた実施機関の安全対策について (************************************	実施機関における防犯対策の内容	具体的防犯体制に 関する情報である ため。 <第5条第4号柱書>		
δ	R文書 〜続き 〉	特定警察署による防犯指導について	防犯指導の内容 ○ 左記文書1頁目 中、8行目から34行目から 13行目まで、36行目から 39行目まで書2頁子目まで書から目ま文書の手記で書から目がでで、15行目まではまでででででででででいる28行目までの対象を踏まえた今後の対策の大きでである30行目から39行目まで	具つあ犯報がる(具つあ犯報がる(体報的るこで、 は関す情報のののでである。 「はいるのでである。」 は関する。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののでででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののでででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののでである。 ののでである。 ののでである。 ののでである。 ののでは、	5 (4) ア (7)	
α			警部補以下の階級にある 警察官の名前 〇 左記文書1頁目 中、3行目20文字目 から21文字目まで	個人に関する情報 であって、特定の 個人を識別できる 情報であるため。 <第5条第1号>	5 (2) ア (ェ)	
δ		取組んでいる 又は検討して いる安全対策 について(特 定施設C)	特定施設 C における防犯 対策の内容のうち、次に 掲げるもの 〇 左記文書 1 頁目 中、10 行目から 20 行 目まで、29 行目から 32 行目まで 〇 左記文書 2 頁目 中、7 行目から 8 行 目まで	具体的防犯体制に 関する情報である ため。 <第5条第4号柱書>	5 (4) ア (ア)	

別表 2 <続き>

原処分妥当非公開情報一覧							
文書 区分		非公開情報	理由及び条 例適用条項	備考 (答申本文) 参照箇所)			
	特定事件を受 けた特定施設 Dの防犯対策 (案)	特定施設 D における防犯 対策の内容 〇 左記文書中、表の 内容すべて	具体的防犯体制に 関する情報である ため。 <第5条第4号柱書>	5 (4) ア (ア)			
	「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクト」について(案)	左記プロジェクトの内容	検討の最初期の段 階にある人材育成 プロジェクトに関	5 (4)			
	心理系福祉職 の人材育成に 関する検討プロジェクトに ついて(案)	左記プロジェクトの内容 ○ 左記文書中、タイ トル以外の情報すべ て	する情報であるため。 <第5条第4号エ>	ア (ウ)			
R文書 ^{〈続き〉}	児童自立支援 拠点竣工式・ 内覧会の実施 に つ い (案)	実施案のうち、次に掲げるもの	児のにりに追のをのたる 童竣関、よ加複招あめます。情す招や催る報子で 一番が関、望開す情が招や催る報 を選開す情が報のおでは が変がある。 「第4号柱のたく を第4号柱のたく	5 (4) ア (カ)			
	引 越 し 日 程 に ついて (案)	引越し案のうち、次に掲げるもの	見へる開りじ犯ンるめ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	5 (4) ア (キ)			

別表2<続き>

			西加入亚亚北八里基地		
			原処分妥当非公開情報一	見	
文書 区分		文書種別	文書種別非公開情報		備考 (答申本文) 参照箇所
		特定施設A入 所児童の状況 (平成 28 年9 月1日現在)	入所理由、保護者状況内 訳数及び入所者の疾患・ 障害の具体的名称	個人の心身の状況 等に関する情報で あって、個人の人 格と密接に関係す	
β	R文書〈続き〉	平成 28 年 9 月 1 日 現 在 在 籍 児 童 の 状 況 (特 定 施 設 B)	入所者の入所理由、入所 不所理的、 不知的能力の保護者の が況及の保護事の状況の各 の職業等の状況の各 が記載する が記当者を が記して 大況(内科・ 大況(内科・ 大況(に記載された該 大記(に記載された該 との に記載された ない に記載された ない に記載された ない に記載された ない に記載された ない に記載された ない に記載された ない に記載された ない に記載された ない に記載された ない に記載された ない に記載された ない に記載された ない に記載された ない に記載された ない に記載された ない に記述 のに に記述 のに に記述 のに に記述 のに に記述 のに に記述 のに に記述 のに に記述 のに に記述 のに に記述 のに に記述 のに に記述 のに にこれた のに にこれた にこれた にこれた のに にこれた に に に に に に に に に に に に に	るめ人はのにのる報と、こもこ個害るめるいる該をで、よ権おでるがあるがある。> とんす情報のにのる第1号	5 (2)イ
α	T文書	同左	特定職員の職員番号及び 自宅住所	氏名とともに記載 名た個人に関す る情報である 特定の個人を識別 できる情報である ため。 <第5条第1号>	5 (2) ア (オ)

別表 3

			公開すべき非公開	情報一覧	
	書 分	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関の説明)
δ	C文書	実施機関の回答について	実施機関における防犯 対策の内容のうち、次 に掲げるもの ○ 左記文書中、16 行目から 18 行目ま で	公開することにと とと の確保に する の確保に する は り で る よ う に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ れ れ と り に り れ と り に り れ と り と り と り と り と り と り と り と り と り	具体的防犯体 制に関する情 報であるた め。
α		平成 28 7月 27 18 年 日 18 取 和 係 書	記者の所属報道機関の ホームページアドレス 〇 左記文書におけ る名刺の写し中、 9行目 30 文字目か ら53 文字目まで	既るド公りのぼ利とにいいア、よ関及な報いのでは、は、は、のは、のは、ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
α	F文書	平 8 8 8 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	取材に対応した県職員 の家族に関する情報の うち、次に掲げるもの ○ 左記文書の下段 枠中、12 文字目から 14 文字目まで、 8 文字目から 10 字目まで	報に報外識除当さ開そすた第づき機が関す道の別く該れしのるめ2きでと関、の県るに員まし利れ例規公をでのか名職情よはたて益は第定開めの分るに員まし利れ例規公たでのかる職情よはたて益は第定開めのかるにはましれの別ののかる。※	取材に対応に対応のである に対象でである。 を情報である。
γ			報道機関の名称 一 左記文書の下段枠中、11行目 22文字目から 25 文字目まで	公開することにより、当該報道機関の正当な利益を害する情報とは認められないため。 (答申5(3)ア参照)	公開する こ当に 同法機関 に 利益を を ある 情報 め。

別表3<続き>

公開すべき非公開情報一覧						
	:書:分:	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関の説明)	
	M 文 書	調査票	調査に対する回答内容 案 (実施機関における 防犯対策の内容)のう ち、次に掲げるもの 〇 問8、問9、問 14の回答内容	公開することによ り、施設で支障を の確保に支障体的 じるような具体的 防犯体制に関すられ は認められ ないため。	具体的防犯体 制に関する情 報であるた め。	
δ	N 文 書	頁頁 番文書 番か号で 番か号で の	実施機関におうち、1におうち、1におうのでは、1をでは、1をでは、1をでは、1をでは、1をでは、1をでは、1をでは、1を	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制等に関する情報であるため。	
	Q文書	同左	議題「(1)児童・ 管害にの ・策容の ・策容の ・策容の ・策容の ・で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	公開することによ こと全を と安全を の確保にする はる はの はいた はいた はいた はない はない はない はない はない はない はない はない はない はない	具体的防犯体 制に関する情 報であるた め。	

別表3<続き>

		公開すべき非公開	情報一覧	
文書 区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関の説明)
Q文		報告では、 電子では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	報名既るずに支整ぼ情なの求っにる童別での支れという。とは、はのでは、はのでは、はのでは、はいいでは、はいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいではいいで	
文書 ^続き >	同左	竣工式及び内覧 会実施案・ 左記文書3頁 目中、25行目	報告の場合を表現の項目を表現のでは、はのでは、はののでは、はののでは、はののでは、はののでは、はののでは、はのでは、はののでは、はのでは、はのでは、はのでは、は、は、は、	者の追加要望 や竣工の要望 数開催の要望 を招来する情
		○ 引越し案 ・ 左記文書3頁 目中、31 行目	報告事項の項目名 の項目名 の項開 の項開 の項開 の の の の の の の の り の り の り の り り の り	し時に生じる 関係施設の防 犯上脆弱なタ イミングが明

別表 3 <続き>

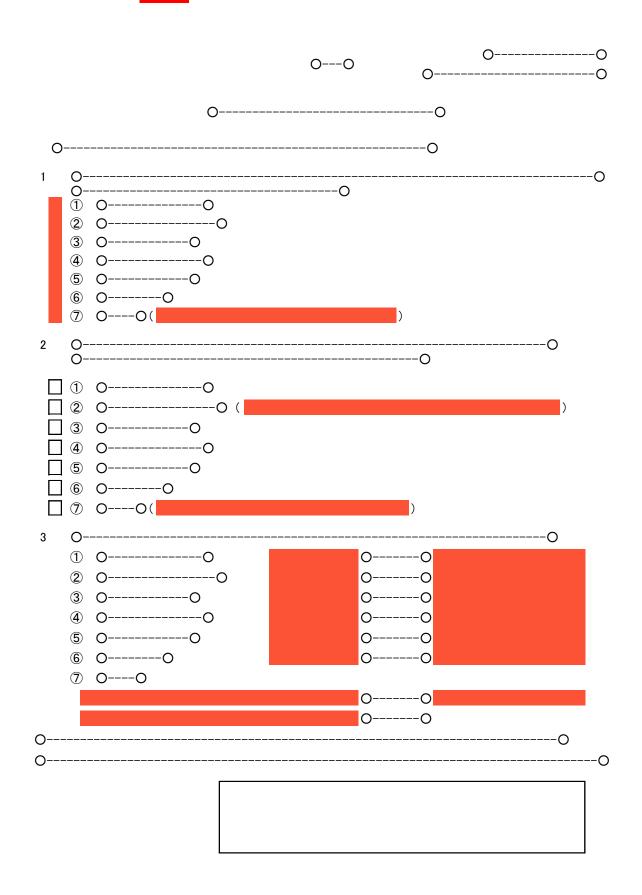
	公開すべき非公開情報一覧						
文書		非公開情報	理由	備考 (実施機関の説明)			
	頁番号1頁の文書	実施機関におうち、1 る防、次に掲げるのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	公開することによ の確保にうな でるように でるよりに でるなりに でるなりに でるなりに なりで なりで なりで なりで なりで なりで なりで なりで なりで なりで	具体的防犯体制等に関する情報であるため。			
	頁から頁 番号7頁 までの文 書	中、1行目					
δ 文 1		特定施設 C における防 犯対策の内容のうち、 次に掲げるもの					
	取い検い対いるではて全つ特	○ 左記文書1頁目 中、4行目から8 行目まで、	防犯マニュアルの有無に関ず、よの関すに関するとの変ををしている。では、よるでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないないでは、ないないない。	制に関する情			
	定 施 設 C)	左記文書1頁目中、22 行目から 27 行目まで左記文書2頁目中、2行目、4行目から5行目まで	公開することにより、施設の確保に支管をを の確保にする。 でるような具体の 防犯体制に関する 情報とは認められ ないため。				

別表3<続き>

		公開すべき非公開情報一覧					
	書分	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関の説明)		
δ		児童自立 支援拠本 念(案)	基本理念案の内容すべて ○ 左記文書中、3 行目から6行目ま で	基本理念案の公開 を見重自の を提拠点の本来現 理念や方針がると 理念やなるなると できなくなるい 認められない め。 (答申5(4)ア(1)参照)	児童自立支援 拠点が目指や 本来の理念で 方針が実現で きなであるた め。		
	R文書へ続き〉	児支竣内実い(童援工覧施 案)	実施案のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書中、3 行目から5行目21 文字目まで、7行 目、9行目から11 行目まで、20 行目 から23 行目5字 目まで、24 行目 ら29 行目まで	公開するまとには加 要望やの 要望解解の 要望を を を の の の の の の の の の の の の の の の の の	招要の要るる は出来の を対開れ を を を を を を を を を を を を を る に る る た め る る る る る る る る る る る る る る る る		
		引越し日 程につい て(案)	引越し案のうち、次に 掲げるもの ○ 左記文書2頁目 中、1行目から 17 行目まで	引を は は と に り い り に り に り に り に り に り に り に り に り	公にし関犯イら報める、生設弱がるる、生設弱がなるのながるるのながるるのながるるのながるるのながるるのながるのかがるのかがるのかがるのかがるのかがるのかがるのかがありません。		

備考1:行数は、文字が記載された行を上から数えたものである(特段の指示がない限り、表中の記載事項は行数として数えない)また、行数の数え方に特に指定がある場合は、それによる。

備考2:文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、 句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。



審査会の処理経過

年 月 日		処	理	内	容	
平成 29 年 12 月 6 日	0	諮問				
平成 30 年 10 月 22 日 (第 181 回部会)	0	審議				
12月25日 (第183回部会)	0	審議				

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現	職		備		考
板 垣	勝彦	横浜国立大学	之大学院准教	授			
市川	統 子	弁護士(神奈)	川県弁護士会)			
入江	直 子	元 神 奈 川	大学教	授			
柿 崎	環	明治大	学教	授	部	会	員
金子	正 史	元同志社大	学大学院教	授	会		長
交 告	尚史	法政大学	大学院教	授		職務代 長を兼	-
遠矢	登	弁護士(神奈)	川県弁護士会)	部	会	員

(平成31年1月29日現在) (五十音順)